

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社平和			コード	6412		
提出日	2023/5/30		異動（予定）日	2023/6/29			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会終結の時をもって、江口雄一郎氏が社外監査役を退任するため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	山口孝太	社外取締役	○													○	有
2	遠藤明哲	社外取締役	○													○	有
3	大友良浩	社外監査役	○											○			有
4	杉野剛史	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	山口孝太氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に基づいた独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。
2	該当事項はありません。	遠藤明哲氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識と豊富な経験に基づき、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただくことを期待して、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に基づいた独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。
3	当社は、大友良浩氏に法律相談等を行っておりますが、その報酬の額は年額1,000万円未満であり、「4. 補足説明」に記載の当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	大友良浩氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、当社経営全般への監視に活かしていくものと判断し、社外監査役として選任しております。なお、当社と同氏の間には左記の取引がありますが、同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に基づいた独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。
4	該当事項はありません。	杉野剛史氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識と豊富な経験に基づき、当社経営全般への監視に活かしていくものと判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、「4. 補足説明」に記載の当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に基づいた独立性を有しており、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断しております。

4. 補足説明

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、社外取締役又は社外監査役（以下あわせて「社外役員」という。）が以下に掲げる事項に該当する場合には、独立性を有していないと判断する。

1. 当社及び当子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人（以下あわせて「業務執行者」という。）
2. 過去において当社グループの業務執行者であった者
3. 当社グループの業務執行者の二親等内の親族
4. 当社の主要株主（当社の総株主の議決権の10%以上を有する者。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。）
5. 当社の主要株主の二親等内の親族
6. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度において連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた者。または、直近事業年度において連結売上高の2%以上の支払いを当社グループへ行った者。当該取引先が会社である場合には、その会社の業務執行者をいう。）
7. 当社グループから過去3事業年度のうちのいずれかにおいて年間1,000万円以上の報酬等（当社グループからの役員報酬を除く。）を受け取っている専門的なサービス提供を行っている者
8. 当社グループから過去3事業年度のうちのいずれかにおいて年間1,000万円以上の寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、団体等である場合は、当該団体の業務執行者をいう。）
9. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）の業務執行者
10. 過去3年間ににおいて、大口債権者等の業務執行者であった者
11. 前各項の定めにかかるわらず、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以上

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。